

## いじめ防止等のための基本方針

旭市立琴田小学校

### 【いじめの理解】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

### 【いじめの態様】

- ◆冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### いじめの防止等に関する基本的考え方

#### 1 いじめの防止

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校づくりに努める。
- (2) 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
  - ア 道徳や体験活動等を通じて、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図る。
  - ア 学級担任に限らず、学校全体で子供の相談に対応する。

- (4) すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

## 2 いじめの早期発見

- (1) 子供の声に耳を傾ける。(アンケート調査、教育相談等)
- (2) 子供の行動を注視する。(授業、清掃、休み時間等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話・家庭訪問、連絡帳等)
- (4) 地域との連携を図る。(地域行事への参加等)

## 3 いじめへの対処

- (1) いじめられている子供や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が問題を抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子供や保護者に対して説明責任を果たす。
- (4) いじめる子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省及び謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消された後も、児童への継続的な指導と共に保護者との連携を図る。
- (7) 教職員の言動によりいじめを誘発・助長することのないよう細心の注意を払う。
- (8) 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (9) 関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を図る。

## 4 いじめ防止のための校内組織

- (1) いじめ防止委員会  
校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- (2) いじめ相談窓口  
教頭、養護教諭
- (3) 重大事態時の緊急会議  
校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、担任

・平成26年4月1日より実施する。